配布資料ー５

令和８年度（２０２６年度）



学校における働き方改革



令和８年４月　伊丹市教育委員会



令和8年度～11年度の
4年間で目指します！

目的

次の3つの実現を目指します。

① 教職員の**心身の健康保持**や**ワーク・ライフ・バランス**の取れた生活

② **情熱とやりがい**をもって働くことができる**職場環境**

③ **「教職員が子どもと向き合う時間」**を**十分に確保**することによる学校教育の質の維持・向上

目標

・1箇月の時間外勤務が**45時間以下**の教員の割合を**100%**に

・1年間における時間外勤務を**360時間以下**に

・年次休暇を年間10日以上取得する教職員を**100%**に

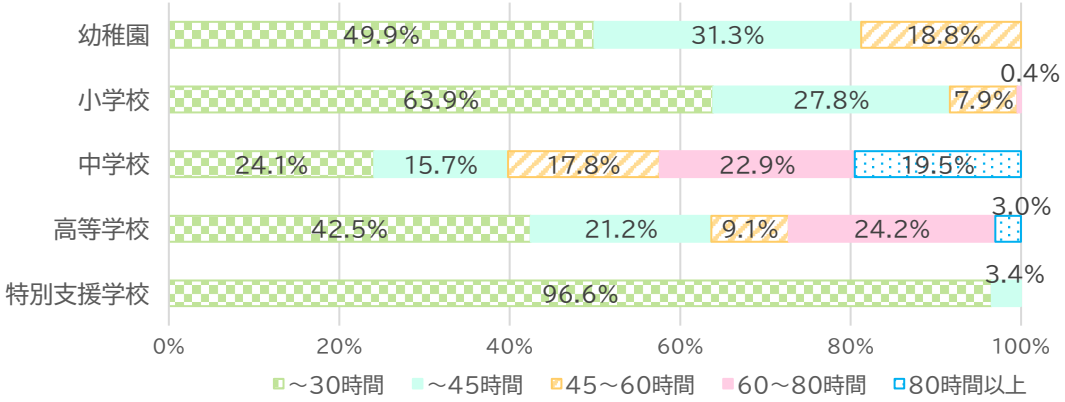
・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を**10%以下**に

●時間外勤務の変化

	幼稚園			小学校			中学校		
	H30	R6	**R7**	H30	R6	**R7**	H30	R6	**R7**
校園長	48:20	33:08	**30:33**	53:19	42:37	**40:30**	74:08	69:19	**62:56**
教頭	59:41	29:50	**23:44**	97:17	60:49	**52:38**	126:22	75:43	**71:30**
主幹教諭・教諭	33:12	25:03	**29:25**	37:42	28:06	**26:01**	80:32	58:45	**54:25**
養護教諭				19:06	17:25	**15:33**	40:19	34:20	**23:05**

	特別支援学校			高等学校		
	H30	R6	**R7**	H30	R6	**R7**
主幹教諭・教諭	45:44	11:42	**9:22**	47:59	41:29	**40:17**

（2）令和7年度時間外勤務の状況（主幹教諭・教諭）



時間外勤務月45時間以上の割合（主幹教諭・教諭）

幼稚園	18.8%
小学校	8.4%
中学校	60.2%
高等学校	36.4%
特別支援学校	0.0%



【令和7年度　成果と課題】

・時間外勤務は、すべての校種・職種で減少したが、**中学校**では多くの職種で月45時間を大きく上回っている。

・**教頭**の時間外勤務は昨年度に比べ減少したが、法令に定められた単月100時間以上、複数月80時間超の時間外勤務をする者の解消に至らなかった。

●令和8年度目標

伊丹市教育委員会の
「働き方改革基本方針」及び
「令和8年度働き方改革実施計画」
の詳細はこちらから！

(1)教頭

平均60時間超の時間外勤務をなくし、時間外勤務を**年600時間以内**とする。

(2)主幹教諭・教諭

幼・小・特別支援学校において、時間外勤務**月45時間以上の者の割合を5%以下に**する。
中・高等学校において、時間外勤務**月45時間以上の者の割合を20%以下に**する。

●令和8年度の重点的な取組(抜粋)

(1)学校以外が担うべき業務

文部科学省の
「学校と教師の業務の3分類」
をもとに見直しました！
(詳細は下のQRコードへ！)



○ 学校徴収金の徴収・管理

・**学校を経由せずに**保護者と業者等の間で**直接支払い**等を行う方法について研究している学校の取組を共有
・**就学援助**に係る申請や返金について、保護者が直接**オンラインで手続き**を行う仕組みを導入

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・**保護者対応・相談のあり方**に関する、先進事例の研究

(2)教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 校舎の開錠・施錠

・学校施設管理(学校の施錠等)について**シルバー人材センターへの委託を継続**するとともに、**巡回時間の設定を柔軟化**

○ 部活動

・令和8年度中に、中学校における全ての部活動について、**地域クラブ活動への地域展開を実施**



(3)教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

・**校務支援システム**の機能や**AI採点システム**(中学校)等の活用により事務負担を軽減
・**ロケーションフリー環境**を活用した事務処理の推進

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・**不登校対策支援員の配置時間増**により、不登校傾向にある児童生徒への支援体制を強化
・研修の実施等により、学校が医療・福祉・警察等の**関係機関と連携・協働**し、**適切な役割分担**のもと支援を行うことのできる体制を構築

計画の実効性を確保するための取組

- 教育委員会内に設置したワーキンググループで**進捗を管理**
- 時間外勤務の状況を**毎年度HPで公表**するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告
- 学校運営協議会・PTAなどを通じた地域・保護者の学校運営への参画
- 総合教育会議を通じた**市長部局との連携**